

長岡市告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

なお、その関係図面は、令和7年12月19日から令和8年1月5日まで長岡市土木部道路管理課において一般の縦覧に供します。

令和7年12月19日

長 岡 市 長 磯 田 達 伸

1 供用を開始する路線名及び区間

路 線 名	起 点	重要 な経 過地	幅員(m)	摘要
	終 点		延長(m)	
宮内665号線	宮栄3丁目1208番40番地先		6.0～13.1	
	宮栄3丁目1208番31番地先		102.6	
宮内202号線	村松町字漆原2095番3地先		2.0～5.1	
	村松町字漆原2099番5地先		123.7	
日越135号線	上除町字村中1139番地先		4.3～14.1	
	上除町字村中甲1081番地先		333.4	
日越139号線	上除町字村中1081番地先		6.0～13.0	
	上除町字村中甲1082番1地先		33.1	

2 供用開始の期日 令和7年12月19日

日越135号線・日越139号線(供用開始位置図)

